

## 平成30年度 第2四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名:関西電力(株)大飯発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 平井 隆

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年7月11日	鈴木 近田	安全・防災室長	日常巡視において、駐車禁止である特高開閉所付近の防火帯に協会の車両が駐車されていることを確認した。	平成30年9月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該車両所有会社に速やかに防火帯から移動させるよう指示が行われ、防火帯から車両が移動された。</li> <li>・当該車両の運転者に事実確認が行われたところ、防火帯が駐車禁止であることは認識していたものの、車両の移動が必要な場合は詰め所(防火帯近傍)から速やかに対応できることから、問題無いと考えていた。しかしながら、大飯発電所防火管理所達で防火帯内は「車両の駐車禁止、通行や作業に伴う作業車両の停車を妨げない」とあるが、当該駐車は作業に用いないことから本件には該当しないことと判断されたため不適合処置・是正処置票が発行された。</li> <li>・再度防火帯での車両の扱いについて、以下のとおり指導及び周知等が実施された。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a.安全・防災室課長より当該運転者に対し「駐車」と「停車」の違いについて指導が行われた。</li> <li>b.当該詰め所を使用している他の協会社を含む全職員へ再度周知徹底するよう安全・防災室課長より指導が行われた。</li> <li>c.新規入構者用の教育資料に本不適合を踏まえた記載(不適合事象と防火帯の車両の運用について)を追記することにより、新規入構者教育において防火帯での車両の扱い(「駐車」と「停車」の違い)を認識させるとともに、所内及び協会社にも周知された。</li> </ul> </li> </ul>